

## 奈良大学所蔵「円満院関係文書」

### はじめに

今回紹介する史料は奈良大学史学科が平成二十三年度に古肆から購入した文書群である。全部で九通の文書からなっており、戦国期から近世初期の文書で占められていることが特徴である。この史料は、文書の内容から園城寺の門跡寺院である円満院に関するものであると推測されるので、奈良大学所蔵「円満院関係文書」と題した。円満院は天台宗寺門派の寺院で、滋賀県大津市に所在している。円満院に関する史料としては『円満院文書』や『園城寺文書』がすでに知られているが、本稿ではそれらの史料も用いつ

酒井雅規

つ九通の文書の紹介を、三つの節にわけて進めていくことにする。

### 一 戦国期の円満院領

中世、門跡である円満院は数多くの所領を有していた。それらは『円満院文書』によって窺い知ることができるが、今回紹介する史料にも円満院領に関する文書が見られる。

(一)「某書状」は、磯谷新四郎宛に円満院領について書き送った書状である。文中の長井新九郎は美濃の戦国大名である斎藤道三の前身か、道三の父のいづれかと推定さ

れる。<sup>①</sup>問題になっている円満院領の名前がわからないが、美濃国では小泉郷（岐阜県大垣市）が円満院領として知られるから、<sup>②</sup>あるいは同郷のことかもしれない。（一）からは円満院が所領支配に懸命になっている様子が見て取れるが、決して順調ではないことがわかる。いずれにしても戦国期の円満院領の実態を窺い知ることのできる文書である。宛所の磯谷新四郎は近江国志賀郡山中（滋賀県大津市）の土豪である磯谷氏の者だろう。山中の地は京都と近江を結ぶルートの一つである山中越が通過していた。<sup>③</sup>また、この文書は志賀郡の土豪磯谷氏が円満院と関わり合いを有していたことも示している。

（二）「松田政行書状」は徳川家康の家臣松田政行が円満院に対して、知行地の書立を提出することを求めたものである。松田政行はもともと豊臣秀吉の下で京都支配を担当した前田玄以の家臣で、関ヶ原の戦い後、家康に召出され、徳川氏による京都支配に携わった人物である。文中の「内府様」は徳川家康のことである。徳川氏によって公家の所領や京都・畿内の寺社領が確定されていく過程で、この文書が出されたのだろう。

円満院領に関する文書は他にもあるが、これについては

節を改めて述べることにする。

## 二 円満院領関戸院

現在の京都府と大阪府の境に位置する大山崎（京都府乙訓郡大山崎町）の地は、山崎の戦いの舞台として知られるが、古代この地には山崎関という関所が存在していた。山崎関が廃されたあと、官営の宿舎が建てられ、貴族が宿泊などに用いていた。この宿舎が関戸院である。<sup>④</sup>

官営の宿舎としての関戸院がいつまで存続していたのかは詳らかではないが、中世に入ると関戸院の名は大山崎の地にほど近い石清水八幡宮の所領として現れる。<sup>⑤</sup>だが、石清水八幡宮の他にも関戸院には領主が存在していた。円満院もその一つである。<sup>⑥</sup>

文安元年（一四四四）閏六月二十五日、円理なる者が関戸院内にあった屋敷を売り渡した。<sup>⑦</sup>このときの売券に「円満院御領関戸院」という一文が見えており、すでに円満院が関戸院を知行していることが確認できる。しかし、円満院による関戸院の知行が開始された時期は不明である。

戦国期に入っても円満院による支配は続いている。文亀

元年（一五〇四）、円満院は関戸院内の知行分をめぐって、大山崎の地にあった西観音寺を相手取り訴訟を起こしている。<sup>8</sup>永禄十一年（一五六八）九月、足利義昭を擁した織田信長が入京するが、同年十一月に室町幕府によって関戸院は円満院に安堵されている。<sup>9</sup>

（三）「高山正吉書状」と（四）「太田三郎左衛門尉書状」はその関戸院に関するものである。（三）「高山正吉書状」はキリシタン大名として知られる高山右近の一族と思われる高山正吉が、関善右衛門尉なる者に年貢の納入を求めたものである。関善右衛門尉については、永禄十一年十二月の「大山崎惣中連署状」に見える関善右衛門と同一人物であろう。<sup>11</sup>大山崎惣中とは、中世、大山崎の地に存在した自治組織のことである。関善右衛門尉はその一員だったに違いない。<sup>12</sup>

また、（四）「太田三郎左衛門尉書状」では織田信家臣の太田三郎左衛門尉が、関善七入なる人物に対して関戸院のことについて何事かを依頼をしている。関善七入は先述の「大山崎惣中連署状」には見えないが、関善右衛門尉の一族だろうか。円満院による関戸院の知行は大山崎惣中ら在地の動向に左右されており、安定したものではなかったよ

うである。近世にはいると大山崎の地に円満院領は確認できなくなる。<sup>13</sup>織田政権下でも維持されていた関戸院の知行もほどなくして終焉を迎えたと思われる。

### 三 園城寺に関する文書

本史料には円満院そのものの他に園城寺に関する文書も見ることができると。

（五）「山岡景佐書状」は、近江国志賀郡の土豪山岡景佐が園城寺の衆徒である仏地院に宛てた書状。景佐は仏地院に織田信長の戦勝を報じるとともに、信長からの「御誂」を申し聞かせることを伝えている。「御誂」の内容はわからないが、「宮内法印を以、諸事被仰理候て」とあり、信長側近の松井友閑が「御誂」の伝達に関与している。山岡氏は園城寺と関係が深く、園城寺光浄院の開基暹芸は山岡氏の出身で、景佐の弟景友（暹慶）は光浄院を再興している。<sup>15</sup>こうした関係もあって山岡氏が信長からの園城寺への指令に関与しているのであろう。

信長関係では（六）「太田三郎左衛門尉書状」もある。織田信長の家臣太田三郎左衛門尉が磯谷新介に宛てた書状

である。磯谷新介と(一)に見える磯谷新四郎の関係はわからないが同じ一族だろう。円満院あるいは園城寺と志賀郡の土豪の関わり的一端が垣間見える文書でもある。

(七)「金乗院為俊書状」は園城寺の衆徒の金乗院為俊が善左衛門なる人物に瓜を送ったものである。この書状で注目すべきは豎折紙と呼ばれる形式をとっていることである。豎折紙とは一枚の紙の中央に折り目をつけ、左右の部分の紙背を合わすように折り、更に細かく折るものである。豎折紙は目録や口上書、女房文の書状に多く用いられた。<sup>17)</sup>

最後に紹介するのは仏事に関する文書である。(八)「導師例勘文」は天皇・女院が死去した際の法会における導師の先例を書き上げたもの。文明三年(一四七一)の後花園法皇、正長元年(一四二八)の称光天皇、安元二年(一一七六)の建春門院の三例が記されている。末尾に「於諸寺門跡方、御経供養導師例、未見当候」とあることから、門跡寺院の僧が御経供養の導師を勤めた先例の有無がこの文書の主眼といえる。作成された時期はわからないが、天皇・女院の法会に際して作成されたものである。

(九)「公卿・殿上人所役書上」は、何らかの行事・儀式に際して、公家たちの所役を書き上げたもの。所役」とに

公家たちの名が記されている。何の行事なのかは不明だが、仏事に関するものであろうか。記載された公卿の官名から寛永十六年のものと思われる。<sup>18)</sup>

### おわりに

以上、粗雑ながら九通の文書を簡単に紹介してきた。これらは戦国期から近世初期にかけての円満院に関係する史料だが、戦国期の円満院・園城寺のみならず、畿内の政治状況に関する史料や戦国期の在地の様相を示す史料も収められている。今回、明らかにならなかった部分も多いが、今後の研究で活用されることを期待して本稿を終えることにする。

### 注釈

- (1) 岐阜市編『岐阜市史 通史編 原始・古代・中世』一九八〇年
- (2) 永正十一年六月十八日室町幕府奉行人連署奉書(今谷明・高橋康夫編『室町幕府文書集成 奉行人奉書篇』下 二七七六号)
- (3) 大津市『新修大津市史 二』一九七九年

- (4) 大山崎町史編纂委員会編『大山崎町史 本文編』一九八一年、仁木宏「中世都市大山崎の展開と寺院」『史林』七五卷三三号
- (5) 東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所影印叢書五 平安鎌倉古文書集』八木書店、二〇〇九年
- (6) 円満院の他に、西観音寺、宝積寺など大山崎の地にあった寺院が関戸院内に所領を有している。
- (7) 文安元年閏六月二十五日円理屋敷完券（大山崎町史編纂委員会編『大山崎町史 史料編』一九八三年）
- (8) 文龜三年卯月日園城寺大心院雜掌言上状（東京大学史料編纂所蔵山城国西観音寺文書、『東京大学史料編纂所影印叢書 五 平安鎌倉古文書集』）
- (9) 永祿十一年十一月九日室町幕府奉行人連署奉書（『大山崎町史 史料編』）
- (10) 高山正吉の発給文書としては、年未詳七月十四日高山正吉書状（高槻市史編さん委員会「高槻市史 第三卷 史料編Ⅰ」一九七三年）が知られる。
- (11) 永祿十一年十二月吉日大山崎惣中連署状（『大山崎町史 史料編』一九八三年）
- (12) 『大山崎町史 本文編』
- (13) 『大山崎町史 本文編』、仁木宏「中世都市大山崎の展開と寺院」『史林』七五卷三三号
- (14) 園城寺文書編纂委員会『園城寺文書 第四卷』（園城寺、二〇〇一年）によれば仏地院は園城寺北院に属している。
- (15) 『園城寺文書 第四卷』

(16) 『園城寺文書 第四卷』によれば金乗院は園城寺南院に属している。

- (17) 中村直勝『日本古文書学 上』角川書店、一九七一年
- (18) 『公卿補任 第三篇』吉川弘文館、一九七七年

## 史料翻刻

### 一 某書状（切紙）

御状之趣拝閲申候、仍「圓滿院殿様御領知之儀<sup>二</sup>」付而、去年以来御使仕候、「然共國之儀、于今不相調候、」去年之御使宮内卿殿へ「有子細、御知人之事候間、」馳走仕事候、当年重而「可有御下國旨、申合候、」涯分不可存如在候、從御門主様長井新九郎かたへ「御書則可申聞候、此」旨大納言殿へ可預御「意得候、恐々謹言、

九月廿一日 □□（花押）

磯谷新四郎殿

御返報

### 二 松田政行書状（折紙）

態申上候、仍「

圓滿院御門跡様御「知行御本地・新地共二」高頭被遊被下候へ之由、「何も御公家・御門跡方」御知行書立、御上候へ之由、得（徳川家徳）内府様御誂「儀にて御書立候、聽」御雜掌御持せ候て、「御出尤候、無御油斷」被遊付可被下之由、「法印被申候、其御分限」御覽被計候て、御加「借も可有之由候、恐々」謹言、

松田勝右衛門尉

十一月十四日 政行（花押）

圓滿院殿様

御雜掌

### 三 高山正吉書状（折紙）

（道而書）尚々此御返事二「委敷可承候、」様体郡二郎左可被申候、以上、

急度申入候、仍閑「戸院之儀付而、可」助之通、申付候処、「從堀久太郎殿折」昏被成候付候由「候之間、則高右へ」申下候へ者、幸一「所二御座候而、堀久太へ可有御申之由候、乍」去理までも不入□候、「撰州当知行被仕」分者、朱印旨以「被仰付候て、別二」菟角被申仁も「有間敷候、於此方大伝十様へも得御」意申候、從彼方伝「十様へ理候へ共、

荒木当知行分之儀者、「御違乱御無用之由、」我等二被仰聞候、「今明日中於無」納所者、譴責入候へと、「下より申來候間、」可被成其御心得候、為「御心得一筆申候、恐々」謹言、

高山助兵衛尉

十二月十八日 正吉（花押）

関善右衛門尉殿

御宿所

### 四 太田三郎左衛門尉書状（折紙）

先度者御出本望「存候、然者関戸院」之儀二折紙遣候、「其元事二候之間、」御馳走候て可然候、「頼申候、尚以面」可申入候、恐々謹言、

太三郎

十一月九日 □□（花押）

関善七入

御宿所

### 五 山岡景佐書状（折紙）

御書謹而忝候、「如尊意今度永々」御陣事候へ共、「信長如（織田）御理運候て、」十一日前□就其「宮内法印を以、諸」事被

仰理候て、「尤之儀候、萬事」事繁仁之間、「於心中如在ハ」不可有之候、法印・拙者無等閑事候間、「御錠之旨可申候候、宮内他行」之砌ハ、似合之儀可令馳（走之）□候、隨而「越後布拝領」誠ニ過分忝存候、「近日令登山旁」可申上候、此等之趣「宜預御披露候、」恐惶謹言、「

山岡對馬守

卯月廿日 景佐（花押）

仏地院

御同宿中

#### 六 太田三郎左衛門尉書狀（折紙）

猶々久不申承候て（通而書）「非本意候、尚後」音可申入候之間、書中（以下神上部三在り）「如何」申候哉、「以上、

御折昏拜見本望」之至存候、仍承候之儀、「去年如前々被申付之由候キ、」相違之様ハ承候、如何候哉、「尚以彼寺へ御尋候而、若」替儀候者、前筋堀久太郎殿（奉致）・矢辺善七郎（部）（兼走）殿より、拙者」方へ如近年御馳走」可申入之旨、御狀給候之」様ニ可有御申候、左」様ニ無之候へハ、前筋之儀相違之段、不相聞候」之間、其可有御心得候、「承候儀候之間、少も疎略有」間敷候、其以後久以書狀」不申入無音所存之

外候、今」度之在陣者、一所ニ可在之候之間」本望候、尚期面之時候、「恐々謹言、

太田三郎左衛門尉

七月十二日 □□（花押）

礪谷新介殿

御返報

#### 七 金乘院為俊書狀（豎折紙）

御返事までも（通而書）「あるましく候、

久不能面談御床敷候、仍」いつも進之候（瓜）うり十」まいらせ候、於御賞翫ハ可為」祝着候、京都へ之御披露（走）ハ」御無用候、心事」懸御目可申入候、恐々」謹言、

六月十六日 為俊（花押）

（つゝ書） 金乘院

（墨付）善左衛門殿へまいる 為俊」

#### 八 導師例勘文

導師例年之次第不同、

文明三 正 三

御葬礼

九日、晴陰、今日後花園院」初七日也、有御経供養、

導師権大僧都隆玄、

十五日、今日二七日、有御」経供養、権僧正運動、

廿三日、三七日、御経供養、」導師岡崎僧正清智、

廿九日、四七日、御経供養、」法印公範為導師、

二月五日、五七日、御経供養、」権僧正清智、

十六日、尽七日、曼荼羅供」始行、今度元応寺長老」行之、

僧衆卅人、十弟」子召具之<sup>云々</sup>、庭儀也、」次御経供養導師

権」僧正運動、

正長元 ■八四 ■<sup>称</sup>光院卅五日

御仏事於安楽光院<sup>御中</sup>」所被行七僧法会<sup>寺</sup> 呪願」花園僧

正御<sup>中</sup>僧

廿三日、今日於安楽光院、為」称光院尽七日御仏事、」被

行庭儀、曼荼羅供、」阿闍梨権僧正賢光、

安元二 八 廿五、此日建春」門院正日也、曼荼羅供、」

導師権僧正公顕、請僧」卅四<sup>云々</sup>、其後又被供養、」法華堂

導師同人、

右所見申候分書付進候、」於諸寺門跡方、御」経供養

導師例、」未見当候、但右之内、」門跡も候やらん不存

候、」間、御勘可被成候、重」而勘得候ハ、書付」  
可進候、

九 公卿・殿上人所役書上

御ふ□

とう中なこん

大いのみかと中なこん

山しな三位

はく六位

えもんのすけ

しら川し々う

御□□□□

中院大なこん

三てう大なこん

花山院大納言

さいおんし大なこん

今出川前大なこん

あすかい中納言

とくたいし中なこん

中院中納言

ひかしはうしやうさい相

五条さい相

えもんのかみ

たかつち三位

あすか井中将

せいし少なこん

三てう中将

さいおんし中将

三てう中将

しきふのせう

ひかしはうしやう侍従

五条侍従

たかつちし々う



御□ほ□ ほうこ くわいし たんざく

とう中なこん ふちたにさい相

しミつたに三位

六てう三位 四条中将

ちみよういん中将

うらつち中将 さ少弁 ちくさ少将

おほきまち少将

御かつさ

さいおんし大納言 今出川前大納言 藤中なこん

ほり川さい相 四つちさい相 山しな三位

□□□三位 おくら中将 さいおんし中将

屋ふ少将

御すすり・ふんたい付□すすり

一頭中将 平少納言 三てう中将

おほき町少将

二頭弁 えもんのすけ 七てう少将

さへもんの権すけ

三 中ミかと弁 はむろ弁 あふらの小路侍従

六てう侍従

四 川はた中将 なんは中将

中ミかと侍従

五 源中将 あの中将 むめ□の少将

□□□侍従

六 四てう中将 左小弁 藤たに侍従

くせ侍従

やうきうすしめ・こゆミ

三てう大なこん 花山院大なこん

とく大し中納言

おほいの御かと中なこん 三てう中将

さいおんし中将

御たちこものたうく

ひろはし大なこん くない卿 くしけ三位

右大弁

平少なこん 小倉中将

あふら小路中将